

近代化社会で多様な言語の使用と自由平等の関係を どう処理すべきか

—そのモデルを中心に—

ボ リ チョ ロー
宝 力 朝 魯

近代化社会、特に近代化を実現した国を単位とする大きな社会では多様な言語の使用と自由平等の関係をどう処理すべきか。本研究を通じて世界的に検討した結果、そのモデルはカナダとベルギーに3つあることが分かった。それは、(一)、ベルギーの「民族言語地域モデル」、(二)、カナダ・ケベック州の連邦レベルで英語とフランス語の二公用語を認め、州内でフランス語だけを公用語にし、英語を制限する「ケベック州二重型モデル」、(三)、カナダのニューブランズウィック州とベルギーのブリュッセル地域圏の「バイリンガル・モデル」の3つである。

キーワード：近代化社会、多様な言語の使用、自由、平等、モデル

はじめに

本当の世界平和を実現するために、本当の自由平等の実現が必要である。本当の自由平等を実現するために、多様な言語の使用と自由平等の関係を旨く処理する必要がある。しかし、このようなことを野蛮な社会に求めることが出来ず、精神的な文明と本当の平和思想の進んだ近代化社会に求められるはずである。

近代化社会、特に近代化を実現した国を単位とする大きな社会では、どのようにすれば、多様な言語の使用と自由平等の関係を旨く処理することができるか。この問題に答えを出すために次の三つの条件で世界的に検討した。

- ①、既に近代化を実現した国であること
- ②、いろいろな民族或いは人種が一つの統一国家内に共存していること
- ③、全国或いはその特定地域の人口の中でマイノリティの民族言語使用者数の占める比率が横ばいを維持している、又は上昇していること（複数の民族集団がそれぞれの地域内で自分の民族言語を使うが、一つの統一国家としてまとまっている場合を含む）

その結果、カナダとベルギーにそのモデルになるところがあると判断した。それでは、カナダと

近代化社会で多様な言語の使用と自由平等の関係をどう処理すべきか

ベルギーはどういう面でモデルになるかを考えてみたい。

1. カナダ

1. 同化主義から多文化主義へ

北米大陸に有史以前から原住民の人たちが住んでいて、あそこがインディアンの言葉でカナダ(入り口の国)と呼ばれていた⁽¹⁾。カナダに最初に入植したのはフランス人であった。1608年にはジャプレンがケベックに要塞を築き、17世紀末に植民地ニューフランスが出来た。フランスはここを拠点に勢力を伸ばし、18世紀初めにニューフランスはルイジアナにまで達した。この間、植民地支配を巡って、フランスとイギリスの間で衝突が繰り返されていたが、1755年の戦闘でフランスがイギリスに負け、1763年のパリ条約によってフランスが北米大陸に持っていた植民地はすべてイギリスの手に入る。後にイギリス領北アメリカ植民地は現在のカナダへと発展する。

しかし、「当初のカナダはケベックを除きイギリス系の絶対的優位が当然視され、他の民族にアングロサクソン系への同化を強制するアングロコンフォーミズム (Anglo-conformism) の社会であった」⁽²⁾。カナダの原住民は高度な知識や技術を持っていて、カナダの気候や土地の条件に合わせて独自の生活様式を発達させた。しかし、ヨーロッパから白人がやってきて、北米大陸は原住民のものではなく、白人に支配されるようになる。かつて自由に自然と共に生きていた原住民は、自分たちの土地を奪われ、誇りを失った民となる。彼らは保留地に住み、100年以上も前に政府と結んだ契約に基づいて生活している。都会に出て仕事をしている人も多いが、生活水準も教育程度もカナダで一番低い⁽³⁾。トルドー自由党政権によって、原住民の歴史的な権利(漁業権や狩猟権)に加えて、包括的かつ抽象的なレベルでの権利が認められた。しかし、原住民の言語は連邦政府の法律に保障されていない⁽⁴⁾。

世界経済が長期不況から脱した1896年を機にカナダに大規模な移民の第1波が押し寄せ、カナダが多民族国家となる転機となった。まず平原3州での多民族化が進み、1911年までにはマニトバ州の34%、サスカチュワン州の40%、アルバータ州の33%が非英仏系となった。第1次世界大戦終結後大規模な移民の第2波がカナダに押し寄せ、1921年には、カナダの人口の比率はイギリス系55.4%、フランス系28.6%、原住民1.3%、移民14.7%となっていた。その後、カナダへの移民の第3波が発生するのは第2次世界大戦終結直後である⁽⁵⁾。そして、第2次世界大戦後の移民法の改正で、インド系・中国系・アラブ系・アフリカ系などの移民が増え、カナダはますますコスモポリタンのようになった⁽⁶⁾。

しかし、カナダは移民を受け入れることによって何の問題もなかったわけではない。人種差別主義などによって、受け入れた移民に対して不平等な扱いをしたこともある。例えば、1907年の白人差別主義者たちによってアジア系移民を排除しようと起こした中国人街、日本人街襲撃の「バンクーバー暴動」、第2次世界大戦中のドイツ系・イタリア系・日系人に対する攻撃等々が挙げられる。

カナダのこのような移民の受け入れと受け入れた移民に対する差別が相矛盾する過程において、その矛盾を解決するためのいろいろな理論と対策が生まれる。具体的に言えば、増大する移民をカ

ナダの社会に適合させ、移民を人種差別攻撃から守り、様々な移民グループからの文化的貢献を含む新社会の建設を目指して、メルティングポット論が台頭する。その後、W・カーニルの『カナダの複合性』(1935年)やM・キボンの『カナダのモザイク』(1938年)等を代表とする著作が発行され、一部にモザイク論や文化的多元主義も主張されはじめ、アングロサクソン至上主義を否定し、各エスニック・グループの文化がカナダの社会に貢献してきた事実を強調した。そして、第2次世界大戦が終わった後、カナダはナチスへの反省から人種差別政策を見直し、1947年に中国系とインド系、1949年に日系人の選挙権を認めた。又、1947年に差別的であった中国人移民法を撤廃し、1962年から1967年までの移民法改正で人種差別的な規制がほぼ撤廃され、1971年にトルドー首相によって英仏二公用語の枠の中での多文化主義宣言が出された。更に、1980年代半ばまでに差別修正措置や雇用平等計画が促進され、1988年に多文化主義法が発効して、カナダは世界初の多文化主義に関する法律を成立させた⁷⁾。この多文化主義法はカナダにおける多文化主義の保存と増進を旨とし、連邦レベルで各民族集団の言語と文化を奨励し、差別をなくし、相互の文化に対する認識と理解を促進し、文化の重要性を考慮した制度上の変革を促すことを求めた。即ち、この法律はすべてのカナダ人に平等な機会均等を与える一方、文化的差異を維持、促進し、それをカナダ社会の機能に組み込むことを目指したのである。

こういう情勢の中でカナダは世界のいろいろな所からの移民増加によって、多様化が更に進んだ。現在、市や町に様々な民族が混ざって住んでいて、宗教や風俗習慣も多様で、教会もプロテスタント系教会、カトリック系教会、ギリシア正教会、ユダヤ系教会、仏教寺院、イスラム教モスクなど多様である。民族祭では30~40の民族がそれぞれの歌や踊りを披露する⁸⁾。各民族集団の誤解によって対立が起こる等の問題もあれば、多文化主義法は法的に弱く、財政が厳しくなるとそれを実行するための予算がまず第一にカットされる⁹⁾という問題もあるけれども、まさにカナダ社会は様々な文化や価値観の共存を許すモザイクのようになっている。

2. バイリンガリズム

1867年に制定された英領北アメリカ法によってカナダ連邦が成立し、現在のカナダの基本形が形作られた。即ち、1867年の英領北アメリカ法がカナダ連邦にとって非常に重要な法律である。しかし、言語問題について述べているのはその第133条だけで、以下のようになっている。

何人も、カナダ連邦議会の両院およびケベック州立法府の両院の討論において英語およびフランス語のいずれをも使用することができる。英語およびフランス語は、これらの議員の議事録および議事広報において併用される。何人も、この法律に基づいて設立されるカナダ連邦の各裁判所およびケベック州の各裁判所において、また、これらの裁判所にかかる訴答書面およびこれらの裁判所の発する令状において、英語およびフランス語のいずれをも使用することができる。

カナダ連邦議会およびケベック州立法府の法律は、英語およびフランス語で印刷発行されるものとする。

これによれば、イギリスの植民地支配によって、北米大陸ではフランス系住民が多く住んでいるケベック州の立法府の両院とその各裁判所及び連邦議会の両院とその各裁判所だけでのフランス語の使用が法的に保障されている。こういう状態が102年間も続いて、1969年によりやくカナダの公用語法が成立し、その第2項に「英語とフランス語はカナダ議会ならびにカナダ政府によってなされるすべての活動における公用語であり、カナダ議会ならびにカナダ政府におけるすべての組織での使用に関して、同等の地位・権利・権限を享受するものである」と定めた。この法律によって、英語とフランス語の使用範囲が大きくなり、カナダ議会と連邦政府のすべての機関で使用されるようになった後、1988年の公用語法改正で二公用語の平等がより強固に保障されている。そして、カナダ各州における英語とフランス語のバイリンガル人口の比率が増えている^⑩。

しかし、連邦政府のバイリンガリズムに対する各州の支持程度が違う。例えば、1989年11月の時点で連邦政府のバイリンガリズムに対しては、ケベック州は曾てフランス語憲章を制定して、フランス語だけを同州の公用語にしようとして連邦政府の最高裁判所から憲法違反であるという判決を受けたことがあるものの、82%の人が賛成し、大西洋沿岸諸州は57%の人が賛成し、オンタリオ州は53%の人が賛成している。ところが、ブリティッシュ・コロンビア州は60%の人が反対し、平原諸州も54%の人が反対している (Maclean's / January 1, 1990)。

カナダではフランス語は少数派言語で、英語は主要言語となっている。フランス系住民が最も集中しているのはケベック州とニューブランズウィック州で、英語とフランス語を州レベルで両方も公用語と認めているのはニューブランズウィック州のみである^⑪。ケベック州は連邦レベルの英語とフランス語のバイリンガリズムに対する最大の支持者である^⑫が、州内ではフランス語だけを公用語とし、英語を制限している。即ち、カナダは連邦レベルでの英語とフランス語を公用語とするバイリンガリズムの国であって^⑬、連邦レベルでは英語とフランス語が公用語として認められ、国民は英語或いはフランス語で連邦政府のサービスを受けられるが、州レベルになると事情はかなり異なる。

そして、カナダ全国人口のフランス語を母語とする人の占める比率が減少しつつあるが、州人口のフランス語を母語とする人の占める比率がほぼ横ばいの推移を維持すると同時に、非公用語話者の占める比率もほぼ横ばいの推移を維持しているのはニューブランズウィック州だけとなっている。一方、州人口のフランス語を母語とする人の占める比率が少し上昇すると同時に、非公用語話者数の占める比率も少し上昇しているのはケベック州だけとなっている^⑭。これはケベック州によるフランス語とフランス文化を守るための懸命な努力と関係がある。

3. フランス語の皆ケベック州

イギリス政府はケベックに反イギリス感情が及ばないよう1774年に「ケベック法」を制定した。その結果ケベック植民地はイギリス領植民地としてとどまった。1791年の「カナダ法」によって旧ケベックがロワーカナダとアパーカナダに分割され、ロワーカナダが現在のケベックとなる。その後カナダは連邦制となり、第2次世界大戦後までケベックに大きな変化は無かった^⑮。

ところが、全カナダの人口に対する「フランス語を母語とする人」の人口比率が減少するという現象、特に、1950年代以降29%以下になっていくということは、かねてから、フランス語とその文化を背景にカナダ連邦から独立したいとする気運が強かったケベック州に危機感をもたらした。1人当たりの所得は全カナダより低いケベックでは1950年代の価値観の転換期を経て⁶⁶、1960年に「静かなる革命」が始まり、少数の英語系住民の経済支配に対するフランス系住民の不満が顕在化し、ケベック・ナショナリズムが台頭して、フランス系の人たちは強く平等を求めるようになった。「こうしたケベッカーの不満は、政治的に凝集されて二つの形をとるようになった。一つは、カナダ憲法を改正して、英仏両系人平等の新連邦体制を作りたいとするものであり、残る一つは、ケベックの分離独立を要求するものである」⁶⁷。そして、後者の分離独立主義者による暴力事件まで起こるようになった。このようなケベックの動きに対して、カナダ連邦政府は連邦制と国民の結束を守るために、いくつかの宥和策をとった。具体的に言えば、ケベック州に対する多額の経済援助の外に、1963年に二言語二文化勅命委員会を設置して、国民生活のあらゆるところでの二言語二文化主義を推進したこと等が挙げられる。

カナダの公用語法が1969年に成立するが、同じ年にケベック州の英語系学校でフランス語教育を義務づけたフランス語振興法も成立する。又、1974年にケベック州は州独自の公用語法を制定し、州の公用語をフランス語だけにしている一方、原住民に対しては彼らの母語で教育を受ける権利を保障している。更に、ケベック州は民族主義の気運が高かった⁶⁸1977年にフランス語教育を徹底するためにフランス語憲章を制定し、その第一条に「仏語はケベックの公用語である」と定めた上で、その実行を強調して以下のような条文を定めた。

第一五条 行政府は公用語のみで文章等を作成、印刷する。

第二九条 交通標識は仏語のみで標示される。

第三〇条 公共企業、専門職団体及びその構成員は、公用語によるサービスを提供できるようにしなければならない。

第四五条 雇用者は、仏語しか話すことができない、或いは、公用語以外の言語についての知識を十分に有していないという理由で、従業員を解雇、一時解雇、降格、配置転換してはならない。… (後略) …

第七二条 本節で規定する例外を除き、幼稚園、小学校、中学校においては、教育は仏語によって行われねばならない。… (後略) …

第一三六条 社員数五〇人以上の企業は … (中略) … 仏語局の発行する仏語化証明書を取得せねばならない。

ケベック州がこのようにフランス語の使用を重視した主な理由は三つある。(一)、ケベック州では当時フランス語の話者数が減っていた。(二)、イギリス系住民に代わって、イギリス以外の国からの移民が増加し、放置すると英語系住民として定住する恐れがあった。(三)、ケベック州では商業

上の用語として英語が圧倒的な地位を占め、英語系労働者は最上層となっていたが、フランス語系労働者は最下層をなしていた⁹³⁾。

1977年のケベック州フランス語憲章の成立は、ケベック州のフランス語の独立というかねてからの考え方によるものである。即ち、それはケベック党が1976年11月にケベック州の政権を握った後に打ち出したケーブルテレビをめぐる連邦政府との法廷闘争・連邦政府バイリンガリズム一掃などの政策によるものである⁹⁴⁾。このフランス語憲章が1979年に連邦最高裁判所から憲法違反という判決を受け、1982年のカナダ憲法によって否定され、ケベック州と連邦政府の間の憲法問題まで発展する。しかし、カナダの多くの州では英語だけを公用語としているのに対し、ケベック州では相変わらずフランス語を唯一の公用語とし⁹⁵⁾、外の州と違って、英語系の学校でもフランス語が必修となっている⁹⁶⁾。そして、ケベック州はフランス語とフランス文化を守り、現在でもカナダのフランス系の人たちの精神的、文化的支えとなっている。

II. ベルギー

1. 言語戦争とその結果

ベルギーは15世紀から3世紀にわたってスペインの領土であった。18世紀の初めにオーストリアのハプスブルク家の手に入り、その後フランス革命からナポレオンの時代にオランダとともにフランスに支配された。1814年にナポレオンが没落し、ベルギーはオランダに合併されたが、1830年にオランダから独立した。即ち、ベルギーは主権国家としてヨーロッパに立ち上がるのに長い複雑な歴史があったのである。

ベルギーはオランダに合併される前に200年間フランス語を公用語にしていた。しかし、オランダ語を公用語とするオランダに合併された後、当時のオランダ国王のウィレム一世はベルギー地域で徹底したオランダ人優遇政策を採った。公職をオランダ人が独占し、宗教の面ではオランダ人に多いキリスト教の新教徒を優遇し、ワロン人やフラマン人に多い旧教徒に対しては、そのカトリック系の学校をオランダ政府の監督の下に置いたのである⁹⁷⁾。

オランダから独立した直後の1831年に制定されたベルギー憲法第23条には言語について「ベルギー国で通用している言葉の使用は任意である。官憲の行為および裁判事務についてのみ、法律によって、用語を定めることができる」と定めている。そして、独立する以前はオランダの支配によって強制的にオランダ語を使用されていたので、ベルギー政府は法令でフランス語だけを公用語と定めた。しかし、これはベルギー政府にとってはオランダに対して当たり前のことであると思われがちであるが、自国内のフラマン系住民の存在を無視した形となり、事実上一つの長引く言語戦争の発端となるわけである。具体的に言うと、フランス語だけを公用語と定めた法令を出した政府に対してフラマン系住民の不満が高まる一方となり、遂にフラマン系住民たちはフラマン地方でフランス語を公用語として使用することを禁止する言語法を制定する。この法律のため、名門大学のルーバン大学が分離するという事態の深刻化につれて、ベルギー議会が1898年にフランス語とオランダ語の平等を確立する法律を制定する。その後、1914年にオランダ語地域の小学校にオランダ語を使

用させる法律も成立するが、その時オランダ語は未だ公用語になっていなかった。そして、フラマン系住民の人たちがオランダ語の公用語化を目指して運動を展開した結果、1932年の諸法律によってオランダ語が公用語として認められるようになった。しかし、その運用面の不平等性などによってフラマン系住民の不満が相変わらず解消されないままであった⁸⁴。

1961年にベルギーの政界ではフラマン系住民の人口増加、ワロン系住民の人口減少という傾向を受けて、両派の議会での議員数の是正を求めて起こった政治問題が選挙法の改正から憲法改正へと発展する。これが1961年から1962年にかけて再び活発化する言語問題とちょうど重なり、双方の衝突が激しさを増して流血事件がしばしば起こり、社会不安が一段と深まり、フランス語圏とオランダ語圏による国家分裂の危機にさらされるようになった。このような事態を解決するために、ベルギー政府は先ず1963年に「言語三法」を制定した。この法律によってベルギーはフランス語を使う地域とオランダ語を使う地域という二つの地域に分かれ、フランス語がワロン地域の公用語となり、オランダ語がフラマン地域の公用語となった。それから、憲法の「第三次（一九六七年—一九七一年）の改正」⁸⁵が行われた結果、その第三条の二に

ベルギー国は、フランス語区、オランダ語区、ブリュッセル・首都の二言語区およびドイツ語区の四つの語区から成る。

王国内の各市町村は、右の語区のいずれかに属する。

…（後略）…

と定め、ベルギーを使用言語によって四つに分けた上で、その具体的な実行などのために又次のような重要な条文を定めた。

第三二条の二 憲法で定められる場合のために、各議員の選挙された議員は、法律の定める
仕方、フランス語集団およびオランダ語集団に分けられる。

第八六条の二 場合によって、内閣総理大臣を除き、内閣は、同数の、フランス語を語る大
臣と、オランダ語を語る大臣から成る。

第一〇八条の三 (二) 憲法および法律で定める場合のために、市町村団の議会の議員は、法
律の定める方法で、フランス語集団とオランダ語集団とに分けられる。

執行部は、奇数の構成員から成る。首長を除き、フランス語集団とオランダ語集団の構成員は同数とする。

第一四〇条 憲法の条文は、フランス語およびオランダ語で作成される。

新憲法にこのようなワロン系住民とフラマン系住民の平等性を維持していくための細かい規則があつて、常にベルギーの言語戦争に登場するフランス語とオランダ語がベルギーの公用語となり、フランス語とオランダ語がベルギーで平等に使われるようになった。これは言語の面で自由と平等

近代化社会で多様な言語の使用と自由平等の関係をどう処理すべきか

を待ち望んでいた、独立した主権国家のベルギー国民にとっては非常にありがたいことだったのであろう。ところが、ベルギーはここまで辿り着くのに140年の長い複雑な過程があったのである。

ベルギー憲法は第3次の改正が行われた後、国内事情に対処するために又改正された。1998年6月中旬時点のベルギー憲法⁹⁸を見ると、その第四条〔言語地域、共同体法〕に

- 1 ベルギー国は、四つの言語地域、すなわち、フランス語地域、オランダ語地域、ブリュッセル首都二言語地域およびドイツ語地域、から成る。
- 2 王国の各市町村は、この言語地域の一つに所属する。
… (後略) …

と定めた上で、更に言語について以下のように定めている。

第四三条〔言語グループ〕

§ 1 憲法に定められた場合のために、各議員の選出された議員は、法律をもって定められた方法により、フランス語言語グループとオランダ語言語グループに分割される。

第六七条〔上院の構成〕

§ 1 第七二条を除き、上院は以下の七一名の上院議員から成る。

- 一 第六一条に基づき、オランダ選挙人団により選出される二五名の上院議員、
- 二 第六一条に基づき、フランス選挙人団により選出される一五名の上院議員、
- 三 フラマン議会と名付けられたフラマン共同体議会によりその中から指名される一〇名の上院議員、
- 四 フランス共同体議会によりその中から指名される一〇名の上院議員、
- 五 ドイツ語共同体によりその中から指名される一名の上院議員、
… (後略) …

第一八九条〔憲法の成分〕

憲法の法文は、フランス語、オランダ語およびドイツ語で作成される。

これによれば、ベルギーではドイツ語も公用語になっていることが分かる。即ち、ベルギーは第3次憲法改正によって全国をドイツ語区を含む四つの語区に分けたが、ドイツ語の使用について何の具体的な条文も定めなかった。しかし、その後の憲法改正によって国の全体構成となっている3つの共同体（フランス共同体・フラマン共同体・ドイツ語共同体）と3つの地域圏（ワロン地域圏・フラマン地域圏・ブリュッセル地域圏）の公用語をフランス語・オランダ語・ドイツ語の3つの言語にしたのである。

増田純男によれば、ブリュッセル市とその近郊が1932年に制定された法律に基づいてフランス語とオランダ語の二言語を使う特別地区——バイリンガル地区に指定された⁹⁹。一方、三竹直哉の研

究によれば、ブリュッセル都市圏（ブリュッセル市を含む19のコミューンからなる範囲）は1962年の言語関連法によって二言語圏と決定された⁸⁸。そうすると、実はブリュッセル首都二言語地域は第3次憲法改正以前に既に形成していて、第3次憲法改正を通じて憲法に承認されたということになるわけである。いずれにせよ、ブリュッセル首都二言語地域は法律的に保障され、何十年もの間にフランス語とオランダ語のバイリンガリズムを積極的に実行してきた。同地域ではフランス語の使用者がマジョリティとなり、オランダ語の使用者がマイノリティとなっている。しかし、行政方面の仕事全部をフランス語とオランダ語で行い、市役所などの高級官僚ポストをフランス語使用者とオランダ語使用者に平等に分けている。又、この地域では道路交通標識、商店や役所の看板、商品の説明書と役所の書類は全部フランス語とオランダ語の二種類の言語で記されている。

ところで、ブリュッセル郊外のフラマン地域圏にフランス語話者の増加という現象があつて、現在も続いている⁸⁹。山口博史の研究によれば、ブリュッセル周辺のフラマン地域圏には、行政的にフランス語話者に対する一定の言語的便益が得られる「便益自治体 (facilitengemeenten/communes à facilités)」と、そうでない「非便益自治体」がある。そして、この地域圏に便益自治体となつて、フランス語話者が人口の多数を占める自治体は6つある。それらの自治体では行政分野でフランス語の使用を求めることが出来るとされているが、制度的には完全にバイリンガリズムを意味するものではない。それ故、その便益自治体においては、一定程度フランス語を使用する権利が認められているものの、学校教育、公立図書館の蔵書の言語的割合、郵便の宛名書き、ケーブルテレビ放送受信等の問題があり、フランス語話者はマジョリティでありながらマイノリティのようにその権利がかなり制限されている⁹⁰。そこで、こうした問題に対応して活動する市民団体があつて、基本的にワロン系文化アソシエーションの活動を広報し、支援していくことによって、ワロン系住民のネットワークを広げ、「ブリュッセル周辺のフラマン地域圏」の問題に対処しているのである⁹¹。

2. 統治原理

ベルギーの統治機構は1830年から1970年まで中央集権主義を頼りにし、1970年から属人主義を導入するが、1980年から属地主義⁹²に変えた。一方、言語政策の面ではベルギーは1830年から1900年前後まで中央集権主義を採用し、1900年前後から戦間期にかけて属人主義にするが、その後、属地主義に変えた。即ち、ベルギーでは国民国家が民族問題に対応するときの原理としての中央集権主義は言語政策の面では1900年頃に既に放棄されるが、統治機構の面では独立当初から1970年まで140年間維持された⁹³。ちょうどこの140年間の間に言語戦争が繰り返されてきたのである。そうすると、ベルギーのこの長引いた言語戦争は実は独立当時、国内にフランス語を使用するワロン系住民とオランダ語を使用するフラマン系住民が国民として存在していたにもかかわらず、ベルギー政府が諸個人をひとしなみに統治機構の上でアトム的な個人であると見て、民族問題に対処するために統治機構を編成しなかったことと無関係ではないと言える⁹⁴。

それでは、なぜベルギーは独立当時から国家再編まで統治機構の面で中央集権主義を頼りにして

いたのか。その一つの要因として、独立当時のベルギーの支配層には使用言語を行政区画に反映させたり一致させたりする地域別単一言語主義の発想が無く、言語を単位に領域的区分を行う考えが全くなかったことが考えられる。その背景に主として次の二つのことがある。一つは、支配層は文化的にも言語的にもフランス語・フランス文化による近代的均一性の思想が強かった。もう一つは、彼らは圧倒的にフランスの共和国理念に影響されていたことなどが挙げられる⁶⁵⁾。

ところが、ベルギーの独立当時から統治機構レベルで採ってきた中央集権主義は、1960年頃から改革を余儀なくされる。なぜならば、戦間期に導入した言語政策面での属地主義によって、フランス語使用集団とオランダ語使用集団の対立は激しくなる。特に、1962・63年の一連の言語法によって、フラマン系住民の州ではフランス語を徹底排除する要求が高まり、言語と密接な関係を持つ文化面における自治を要求する。一方のフランス語使用者側は、1950年代末から1960年代初めにかけての、フラマン系住民の州の経済発展によるフラマン系住民の州とワロン系住民の州の経済的力関係が逆転するという事態を受けて、経済面における自治を要求し、双方の対立は更に激しくなる⁶⁶⁾。

1970年にベルギーの国家再編が始まる。それは国内の二大言語集団の要求をそれぞれ取り入れて成り立たせるために不可欠な妥協の制度化であった⁶⁷⁾。第1次国家再編によって、言語状況の実態が統治機構に反映されるようになり、統治機構上のオランダ語集団とフランス語集団の対等性が制度の面で確保される。具体的に言うと、ブリュッセルのことを一つの要因にし、統治機構レベルで属人主義を導入した。そして、特定の属性をとにもする諸個人からなる集団を基礎とする属人主義による文化共同体——後の言語共同体が設置されると同時に、属地主義による地域の設置も決定される。しかし、属地主義による地域の発足が第2次国家再編まで実現しなかった。そこで、ベルギーの連邦制は連邦制として珍しいが、分散して居住している民族の文化的自治権を認めたり、複数の民族が混じって住んでいる場合に有効な非領域的連邦主義として注目されることになる⁶⁸⁾。

1980年の第2次国家再編は地域の発足に重点を置いたので、属地主義による連邦構成体として地域が誕生し、オランダ語を使うフラマン地域とフランス語を使うワロン地域が発足した。そして、属人主義が後退し、司法の力によって属地主義が強化されるが、両方とも存在する。1988・89年の第3次国家再編によって、単一国家と全く違う、属地主義と属人主義が混合した連邦制へとベルギー国家の変貌が決定づけられた⁶⁹⁾。その後、1993年に第4次国家再編が行われ、属人主義が更に後退し、属地主義が強化された。具体的に言うと、ブリュッセル周辺の特別措置地区やフーロン地区のワロン系住民は、フランス語使用者なのに、連邦構成体レベルの議会選挙ではフラマン議会にしか投票できなくなった。なぜならば、属地主義によって、ベルギー上下両院議員が連邦構成体議会議員を兼任することが無くなり、フランス語共同体議会の直接選挙が制度化されなかったため、ブリュッセル周辺の特別措置地区とフーロン地区のフランス語を使用する住民はフランス語共同体議会に代表されなくなった。そして、統治機構レベルでの民族政策は属地主義を基本に据えるものに変わり、ベルギーはもはや民族問題に純粋な属人主義をもって対処している事例とは言われなくなった⁷⁰⁾。しかし、「ブリュッセル首都二言語地域」とその周辺の「オランダ語地域」に属人主義が未だ残っている。

3. 言語紛争に明け暮れる平和な国

ベルギーの長い歴史の中では、オランダ語とフランス語によるフラマン系住民とワロン系住民の対立と紛争がある。いったん言語紛争が起こると、その影響が政治、経済など様々な分野まで及ぶ時もある。例えば、一度言語問題が起こると、それによって内閣が崩壊することもある。また、言語境界線を挟んで双方の政治・経済・社会・文化・教育など様々な分野で対立することが比較的が多い。それはそれぞれの言語を主張し、相手側の言語を使用しながらないことによって、感情的対決姿勢の基盤が出来るからである。

ところが、ベルギーは歴史的に西欧の複雑な政治の荒波にもまれてきて、フランスの支配下にもあったし、オランダの支配下にもあった。それ故、フラマン人はオランダと同じ言葉を使うのと言って、フラマン地方をオランダと合併したがる。一方のワロン人もフランスと同じ言葉を使うのと言って、ワロン地方をフランスと合併したがる。即ち、フラマン人とワロン人は言語の面に対立するけれども、いずれも熱心な旧教徒であって、双方とも他国の支配下に入りたがらない。この共通性はフラマン人とワロン人が対立を乗り越えて固く団結し、国の独立を成し遂げた原動力であるだけでなく、ベルギー国家を支えている非常に重要な思想であると言える⁴⁰⁾。

ベルギーにおける言語問題に基因するフラマン系住民とワロン系住民の紛争は根が深く、複雑すぎて、すぐ解決されそうではない。しかし、彼らは互いに異なる民族であるけれども、ともにベルギー国民という同一基盤に立って反省し、住みよい国造りを目指して努力している⁴¹⁾。例えば、ワロン系住民もフラマン系住民もそれぞれの言語に主体性と優越感を持っていて、相手側の言語を使うことによって一種の侮辱感を感じるにもかかわらず、全部が全部といわないまでも互いに相手の言語で簡単な会話や文字を読むことぐらいは出来る⁴²⁾。又、既に触れたように、ブリュッセル首都二言語地域ではフラマン系住民とワロン系住民の協力によって、双方の関係が比較的旨く処理されている。

フラマン系住民とワロン系住民の間ではベルギー国内で言語紛争が絶えない。しかし、彼らの祖国のベルギーと外国の間に何か国益に関わる問題が生じた場合、フラマン系住民とワロン系住民が言語紛争などを一時忘れて一致団結する。ベルギーという国は本当に「言語紛争に明け暮れる平和な国」と言われるとおりである⁴⁴⁾。

尚、ベルギー人にフランス語・オランダ語・ドイツ語・英語など数カ国語を自由に使いこなす人は多い。そして、ベルギーの地理的な位置を旨く利用し、ベルギーをヨーロッパの経済と安保の中心地にし、戦後、ヨーロッパ各国の調停役・まとめ役として活躍して、世界平和に大きく貢献している。

おわりに

カナダもベルギーも近代化を実現した多文化主義の統一国家である。「I」で論じたように、カナダのケベック州は連邦レベルの英語とフランス語のバイリンガリズムを外のどの州よりも強く支持し、州内ではフランス語だけを公用語にし、英語を制限するという二重の政策を採っている。その

結果、州内人口のフランス語話者数の占める比率が少し上昇すると同時に、非公用語話者数の占める比率も少し上昇している。一方、ニューブランズウィック州は連邦レベルの英語とフランス語のバイリンガリズムも、州レベルの英語とフランス語のバイリンガリズムも受け入れている。そして、州内人口のフランス語話者数の占める比率がほぼ横ばいの推移を保つと同時に、非公用語話者数の占める比率もほぼ横ばいの推移を保っている。又、「II」で論じたように、ベルギーではフランス語地域・オランダ語地域・ドイツ語地域という3つの民族言語地域とブリュッセル首都二言語地域があって、各民族がそれぞれの言語地域内で自分の民族言語を使い、自由で平等に共存している。

カナダとベルギーのこのような実態を「はじめに」に提出した3つの条件に照らすと、近代化社会、特に近代化を実現した国を単位とする大きな社会で多様な言語の使用と自由平等の関係を旨く処理できるモデルとして3つ立てることが出来る。それは、(一)、ベルギーの「民族言語地域モデル」、(二)、カナダの「ケベック州二重型モデル」、(三)、カナダのニューブランズウィック州とベルギーのブリュッセル地域圏の「バイリンガル・モデル」の3つである。但し、この3つのモデルを充実させるために、(一)、マイノリティの言語・文化・権利等を守るためにカナダ連邦政府は関連法律を明確に定め、それを確実に実行する必要がある。(二)、統一国家を維持するためにカナダのケベック州は属地主義を主張しすぎないように注意する必要がある。(三)、ベルギーの「ブリュッセル地域圏」周辺のフラマン地域圏におけるワロン系マイノリティは、外の民族の言語地域に住んでいるために、自分の民族言語の使用が制限されている。ベルギーは、このようなことが続かないように、而も、フラマン地域圏のフラマン系住民側も満足できるように工夫する必要がある。一方、本論の最終目的は本当の自由平等の実現によって、本当の世界平和を実現することにある。それ故、この3つのモデルのどちらを選んでも、その形成過程を模倣するのではなく、形成結果を模倣すべきである。

【註】

- (1) 増田純男『言語戦争』、大修館書店、1978年、p41。
- (2) 河原俊昭『世界の言語政策——多言語社会と日本——』、くろしお出版、2003年、p166。
- (3) 同上、p164。
- (4) 同上、p187号。
- (5) 同上、p166-168。
- (6) 同上、p163。
- (7) 同上、p167-169。
- (8) 同上、p163。
- (9) 同上、p186。
- (10) 1971年と1996年のカナダ各州人口に対する英語とフランス語のバイリンガル人口の占める比率が次の通りである(括弧内の数字は、前者が1971年の数字で、後者が1996年の数字となっている)。

ニューファンドランド (1.8%、3.9%)、プリンス・エドワード島 (8.2%、11.0%)、ノバ・スコシャ (6.7%、9.3%)、ニューブランズウィック (21.5%、32.6%)、ケベック (27.6%、37.8%)、オンタリオ (9.3%、11.6%)、

マニトバ (8.2%、9.4%)、サスカチュワン (5.0%、5.2%)、アルバータ (5.0%、6.7%)、ブリティッシュ・コロンビア (4.6%、6.7%)、ユーコン (6.6%、10.5%)、ノースウエスト (6.1%、6.3%) (Statistics Canada:1996 Census Nation Tables, p10, 11)。

- (11) 前掲『世界の言語政策——多言語社会と日本——』、p171頁。

1982年に成立したカナダの憲法によって、連邦レベルとニューブランズウィック州で英語とフランス語が公用語となり、平等に使用されるようになった。

- (12) 波田克之介「カナダの言語政策——二言語併用主義の25年——」(北海道大学英語英米文学研究会 THE NORTHERN REVIEW 第18号、1990年7月、p3、4)。

- (13) 前掲『世界の言語政策——多言語社会と日本——』、p170。

- (14) 1971年と1996年のカナダ全国人口と各州人口のフランス語母語者数の占める比率は次の通りである(括弧内の数字は、前者が1971年の数字で、後者が1996年の数字となっている)。

カナダ全国 (26.9%、23.5%)、ニューファンドランド (0.7%、0.5%)、プリンス・エドワード島 (6.6%、4.3%)、ノバ・スコシャ (5.0%、4.0%)、ニューブランズウィック (33.8%、33.2%)、ケベック (80.7%、81.5%)、オンタリオ (6.3%、4.7%)、マニトバ (6.1%、4.5%)、サスカチュワン (3.4%、2.0%)、アルバータ (2.9%、2.1%)、ブリティッシュ・コロンビア (1.7%、1.5%)、ユーコン (2.4%、3.8%)、ノースウエスト (3.3%、2.2%) (Statistics Canada:1996 Census Nation Tables, p4)。

又、1971年と1996年のカナダ全国人口と各州人口の非公用語者数の占める比率は次の通りである(括弧内の数字は、前者が1971年の数字で、後者が1996年の数字となっている)。

カナダ全国 (13.0%、16.6%)、ニューファンドランド (0.8%、1.0%)、プリンス・エドワード島 (1.0%、1.6%)、ノバ・スコシャ (2.1%、2.8%)、ニューブランズウィック (1.4%、1.5%)、ケベック (6.2%、9.7%)、オンタリオ (16.3%、22.2%)、マニトバ (26.9%、20.8%)、サスカチュワン (22.6%、13.6%)、アルバータ (19.6%、16.4%)、ブリティッシュ・コロンビア (15.5%、22.3%)、ユーコン (14.1%、9.4%)、ノースウエスト (49.8%、41.1%) (Statistics Canada:1996 Census Nation Tables, p4、5)。

- (15) 前掲『世界の言語政策——多言語社会と日本——』、p177。

- (16) 同上、p177。

- (17) 前掲『言語戦争』、p44。

- (18) 前掲『世界の言語政策——多言語社会と日本——』、p181。

- (19) 前掲『言語戦争』、p40。

- (20) 同上、p49。

- (21) 前掲『世界の言語政策——多言語社会と日本——』、p171、172頁

- (22) 同上、p178。

- (23) 前掲『言語戦争』、p15、16。

- (24) 同上、p17、18。

- (25) 宮沢俊義『世界憲法集 第四版』、岩波書店、1983年、p67。

- (26) 阿部照哉・畑 博行『世界の憲法集』(第二版)、有信堂高文社、1998年、p381。

- (27) 前掲『言語戦争』、p22。

- (28) 三竹直哉「ベルギーにおける言語政策と統治機構の再編」(二)(駒澤大学法学部『政治学論集』第46号、1997年9月、p98)。

近代化社会で多様な言語の使用と自由平等の関係をどう処理すべきか

- ㉙ 三竹直哉「ベルギーにおける言語政策と統治機構の再編」(四・完)(駒澤大学法学部『法学論集』第57号、1998年3月、p70)。
- ㊀ 山口博史「民族運動と言語政策——ベルギーのフランデレン運動とブリュッセル問題をめぐって——」(名古屋大学大学院環境学研究科社会環境学専攻社会学講座『名古屋大学社会学論集』、2002年10月、p58、59、70)。
- ㊁ 同上、p70。
- ㊂ 中央集権主義を原子論的アプローチ、属人主義を属人性原理・個人性原理・個人本位制(personality principle)、属地主義を属地性原理・領域性原理・地域本位制(territorial principle)と称する人がいる。
- ㊃ 前掲『法学論集』第57号、p62、63。
- ㊄ 三竹直哉「ベルギーにおける言語政策と統治機構の再編」(三)(駒澤大学法学部『政治学論集』第47号、1998年3月、p65)。
- ㊅ 同上、p64。
- ㊆ 同上、p65。
- ベルギーでは18世紀から19世紀にかけて鉄と石炭を中心とした産業発展期に、ワロン系住民の州——南部地方は重工業が発展したため、農業を営んでいた北部のフラマン系住民に対して経済的に優位に立つようになった。一方、フランスに合併された時代以来フランス文化の影響が強くなった。そして、フランス語を使うワロン系住民は上層階級となり、政財界を支配していた。ところが、1960年頃から石炭の斜陽化と鉄鋼の頭打ちによってワロン系住民の州の産業に悪い影響が出始めた。これと逆に、オランダ語しか分からない、農民や労働者など下層階級に多かったフラマン系住民の州に石油化学工業が発展するという産業構造の変化が起こり、フラマン系住民の州のワロン系住民の州に対する経済的逆転現象の兆候が見え始めた。
- ㊇ 同上、p67。
- ㊈ 同上、p66-68。
- ㊉ 同上、p68。
- ㊊ 同上、p70-73。
- ㊋ 前掲『言語戦争』、p16、17。
- ㊌ 同上、p31。
- ㊍ 同上、p13。
- ㊎ 同上、p6。

(本論文は日本学術振興会の奨学金による研究結果の一部分です。これを公表するに当たり、日本学術振興会の理事長をはじめとする全職員の方々と、東北大学でお世話になっている私の指導教官の加藤守通先生・梶山雅史先生及びその他の全ての方々に心よりお礼申し上げます。)

Freedom, Equality and Multilingualism in Modern Society

— Focusing on the model —

BAO LI CHAO LU(BOLOCHILAGO)

(The JSPS Postdoctoral Fellow for Foreign Researcher, Graduate School of Education, Tohoku University)

How to deal with the relationship between the use of diverse language and freedom, equality in the modernized society, especially in the developed countries? To answer this question, the following three models based on the worldwide exploration are introduced, which have been applied in Canada and Belgium:1. “The ethnic language area model” in Belgium,2. “The two-layer model” in the Quebec State of Canada where French and English are acknowledged as the official languages, but mainly in French within the state, and English be restricted,3. “The bilingual model” that applied in New Brunswick State of Canada and Brussels of Belgium.

Key words : modernized society, use of diverse language, freedom, equality, model